

大和市こども計画

素案（概要版）

閲覧用

計画期間：2025(令和 7)年度～2029(令和 11)年度

大和市こども部

令和 7 年 3 月

目 次

1	計画の策定にあたって……………	1
2	こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況…………	4
3	計画の基本的な考え方……………	6
4	基本理念の実現に向けた具体的な取組……………	8
5	子ども・子育て支援事業計画に関する基本的事項…	14
6	計画の推進に向けて……………	29

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来の社会・経済に対する深刻な影響が懸念されています。また、いじめや不登校、児童虐待、ひきこもりなど、こども・若者が抱える課題やこども・若者を取り巻く環境は、SNSをはじめとする急速な情報化社会の発展など社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化しています。加えて、子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさをはじめ、地域とのつながりの希薄化に伴う子育てに関する悩みや不安の相談相手の減少など、子育てを取り巻く環境も様々な課題があることから多角的な支援が必要です。

こうしたこどもや子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国は2023（令和5）年4月には、こども家庭庁を発足させるとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども大綱」を閣議決定させました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

大和市（以下「本市」という。）では、2015（平成27）年3月に「やまと子育て応援プラン（大和市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、2020（令和2）年3月からは「ハートンプラン（第二期大和市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第二期計画」という。）により、子育て環境の整備とともに、計画の基本理念である「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」を目指し、様々な子ども・子育て支援の取組を通じて、こどもたちが笑顔で健やかに成長するまちづくりを推進してきました。2023（令和5）年8月には、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言し、改めて市として「こどもまんなか」に取り組む姿勢を示しています。

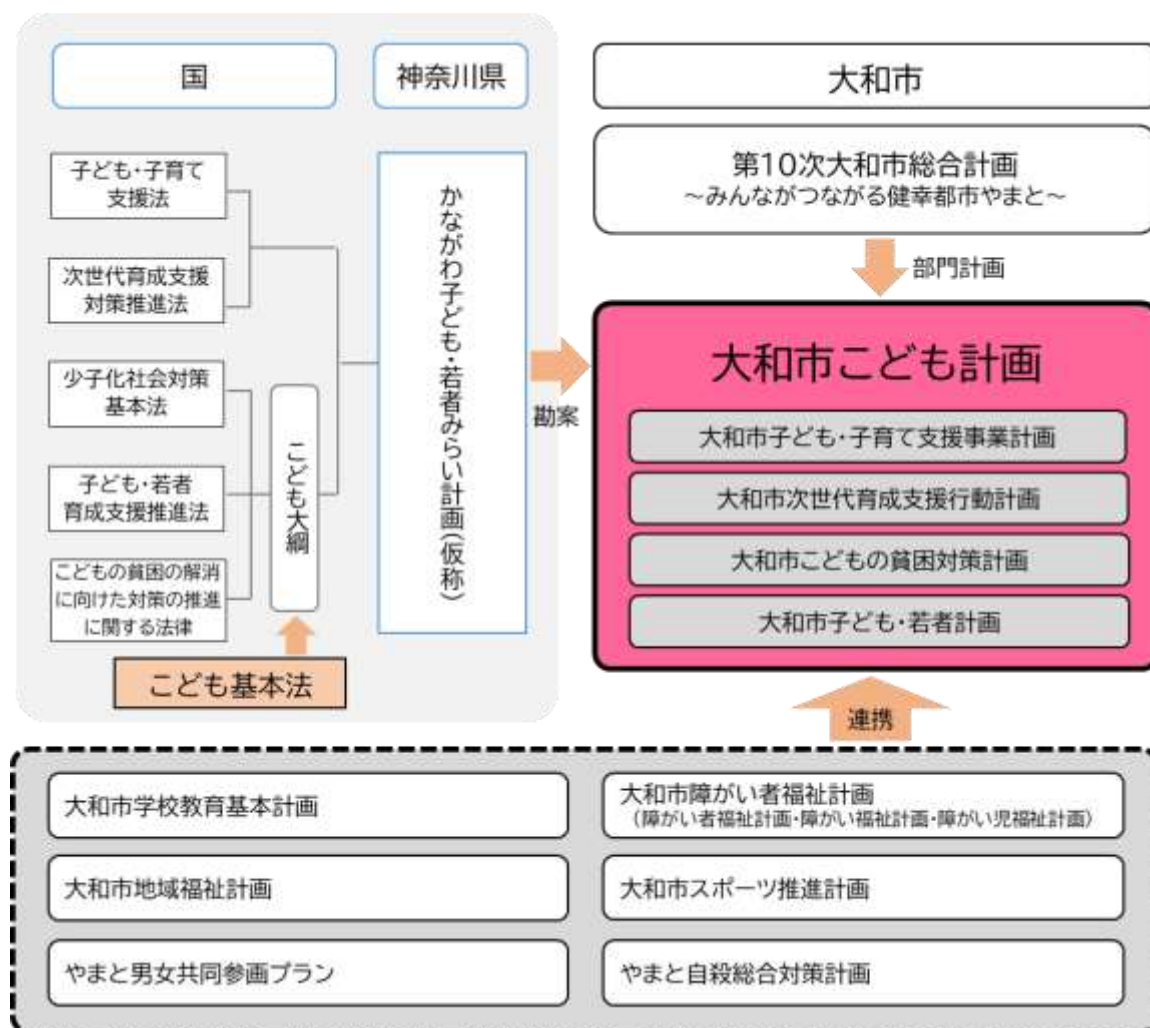
第二期計画の計画期間が令和6年度で終期を迎えることや「こども基本法」が施行されたことを受け、こどもや子育てをめぐる様々な課題に適切に対応するため、こどもに関する総合的な計画として「大和市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本市の他の計画との関係

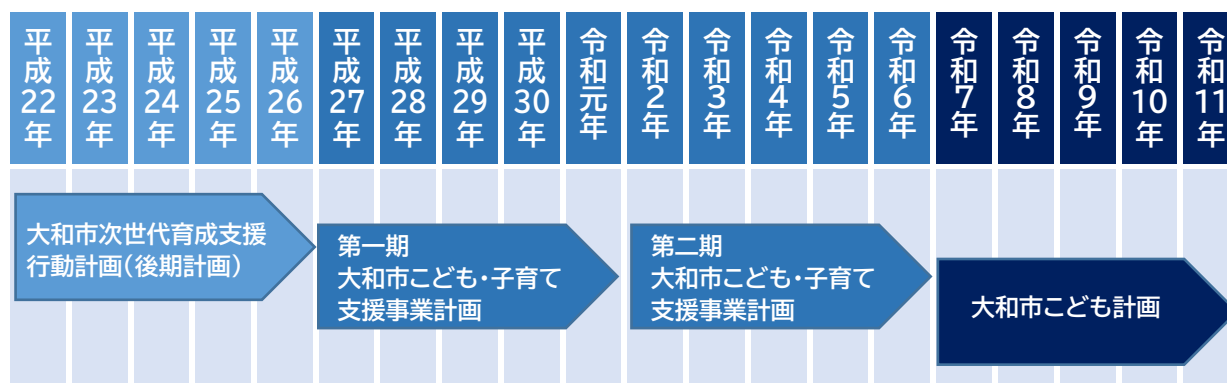


以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」(任意計画)、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困対策計画」(任意計画)、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」(任意計画)と一体的に策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね5年とされていることや、神奈川県の子ども計画の計画期間が2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間で予定していること、また、法定計画である子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が5年を1期としていることから、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度の5年間とします。

計画の期間



4 計画策定の経緯

こどもや若者、子育て当事者をはじめ、子育て支援事業の関係者や教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を策定しています。

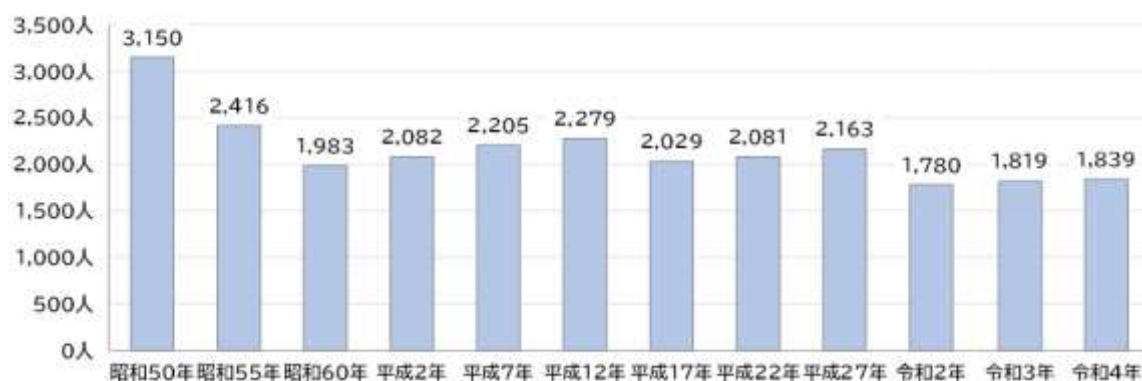
- (1)0～5歳の子どもを持つ世帯へのニーズ調査の実施
- (2)こどもの意見聴取
 - ・アンケート調査(ハートンへの手紙)
 - ・未来のやまと こどもミーティング
- (3)大和市子ども・子育て会議による審議
- (4)パブリック・コメントの実施

1 少子化の動向

本市の総人口は市制施行以来、増加を続け、1975（昭和 50）年の 14 万 5,881 人から 2020（令和 2）年には 23 万 9,169 人と約 1.6 倍になっています。一方、年少人口（0 歳から 14 歳）は、1975（昭和 50）年の 4 万 1,622 人から 2020（令和 2）年には 2 万 8,937 人と減少し、総人口に占める割合についても、1975（昭和 50）年の 28.5%から 2020（令和 2）年には 12.1%となっています。

本市の出生数は、1975（昭和 50）年の 3,150 人から 1985（昭和 60）年の 1,983 人まで急激に減少し、その後は 2,000 人から 2,200 人台と横ばいで推移してきましたが、2020（令和 2）年に 1,780 人まで減少し、その後は 1,800 人前後を推移しています。

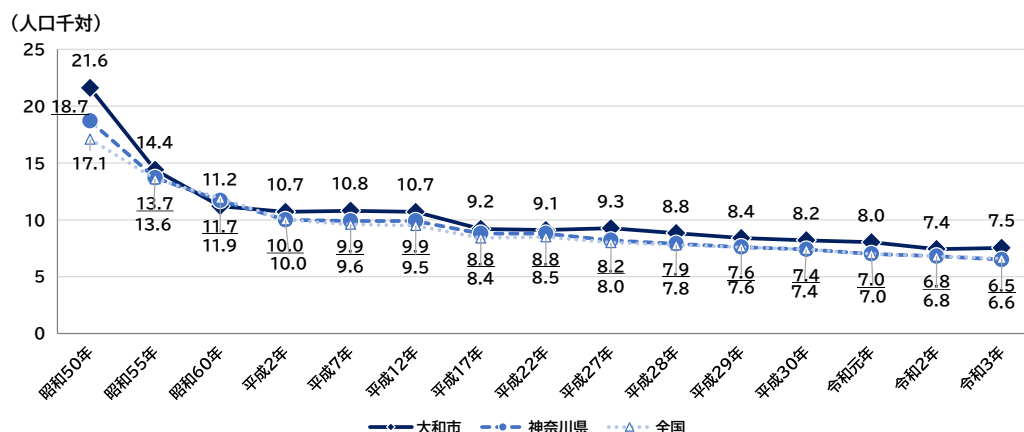
出生数の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

また、本市の出生率（人口 1,000 人に対する件数）は、全国や神奈川県を上回る水準で推移していますが、1975（昭和 50）年の 21.6 から減少を続けており、2020（令和 2）年以降は 7.5 程度で推移しています。

出生率（人口 1,000 人に対する件数）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

2 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況

神奈川県において、2023（令和 5）年度の不登校数や児童虐待相談件数が過去最多となりました。

また、全国においては、2023（令和 5）年には全国で約 800 人の 10 代のこども・若者が自殺しており、その数は 2021（令和 3）年から増加傾向にあります。

2023（令和 5）年度に神奈川県が実施した「子どもの生活状況調査」においては、等価可処分所得の中央値の半分未満で生活する、いわゆる「貧困状態」の世帯は 10.1%でした。

2023（令和 5）年度の本市ニーズ調査によれば、本市の 0～5 歳のこどもを持つ親の就労状況は、父親の 9 割以上がフルタイムで就労しており、母親の 44.0%が「フルタイム（育児休業中を含む）」で、24.6%が「パート・アルバイト（育児休業中を含む）」で就労しています。

また、子育てについて日常的に頼ることができる祖父母等の親族や、友人・知人がいる方の割合は 20.4%で、5 人に 1 人程度となっている一方、10.2%の方は子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答しています。

1 基本理念

すべてのこどもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと**～みんなでつなげるこどもまんなか地域の輪～**

未来を担うこどもの健やかな成長は、私たちの心に夢と希望を与えます。また、こどもたちの明るい笑顔や笑い声はまちの元気の源です。

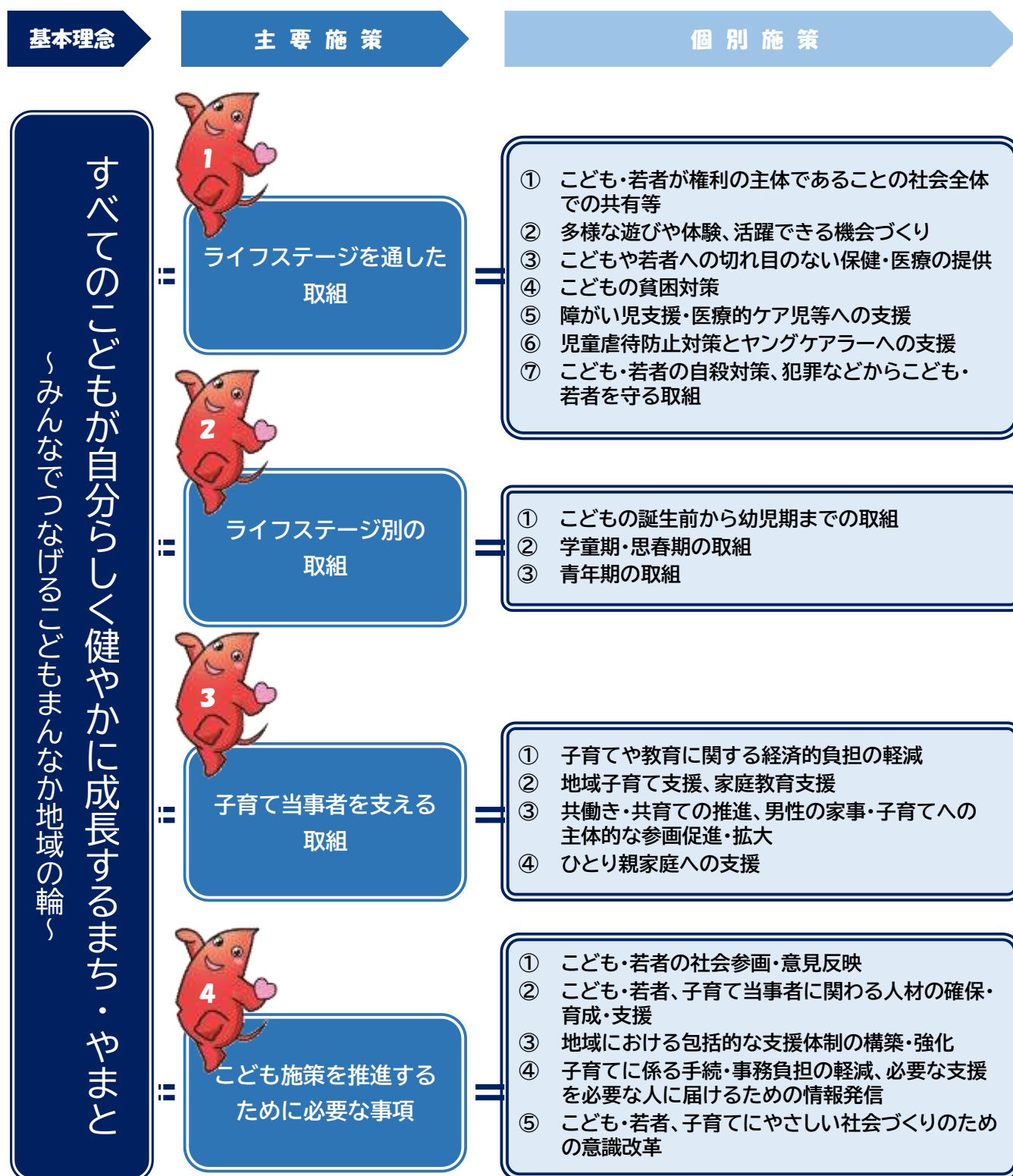
そうした存在であるこどもが多様な価値観を持って、生き生きと自分らしく、心身ともに健やかに成長できる環境を整えること、こどもの主体性を尊重し、時には手を差し伸べながらこどもの成長を支え、生きる力を育んでいくことは私たちおとなの責務です。

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、身近な人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況です。こどもの成長をすぐそばで支える保護者が、子育てに対する不安感や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を感じることなく、前向きな気持ちでゆとりを持った子育てができるよう、地域がやさしく見守りながら、必要なサポートをするなど子育て家庭と地域が一緒になってこどもの成長を支えていくことが重要です。

すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で将来に渡って生活できるよう、家庭内のつながりはもちろんのこと、こども同士のつながりや地域のつながりなどの「横のつながり」を推進するとともに、こどものライフステージに応じた成長を皆でつなげていく「縦のつながり」を推進するなど、家庭と地域が支え合うまちの実現を目指します。

2 施策の体系

「すべてのこどもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと ～みんなでつなげるこどもまんなか地域の輪～」を理念とする本計画の体系を以下のとおり定めました。



1 ライフステージを通じた取組

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 全てのこども・若者が権利の主体であることの認識を向上させるため、こどもの権利条約やこども基本法の趣旨及び内容について、社会全体への啓発に努めます。
- 日頃からこどもと密接な関わりのある教職員に研修を行い、「こどもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「こどもの権利」が侵害されることがないように人権への意識を高めます。

② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- こどもたちの発達段階に応じた多様な遊びや体験、交流できる場を提供することで「生きる力」を育むとともに、「こどもまんなかまちづくり」を踏まえ、スポーツ施設を含むこどもたちが日常的に利用する施設の利便性向上に向けた環境づくりを目指します。
- 多文化共生社会の実現に向け、こどもたちが国際社会に目を向けられるよう異文化や多様な価値観に触れる機会づくりに努めます。また、性別にかかわらず、自らの興味や関心、可能性を広げられ、自分らしさを発揮できるよう、ジェンダー平等に関する啓発に努めます。
- 外国につながるのあるこどもや家庭が地域社会で不安や不自由を感じることをないよう、国際化協会と連携し、外国語通訳窓口における外国語通訳事業や、通訳・翻訳サービスなどを実施するとともに、こどもに対して、日本語・学習支援ボランティア等による学習支援を行います。

③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- 妊産婦や産後間もない母子の健康管理のため、妊婦健康診査や産後健康診査の経済的支援を継続するとともに、親子（母子）健康手帳交付時に各健康診査の受診勧奨を行います。また、産後ケア事業等のサービスを提供し、退院直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。
- こどもを授かりたいと願う方々の経済的負担軽減のため、不妊や不育症の治療費を助成するとともに制度の周知に努めます。
- 高校卒業相当年齢までのこどもの通院や入院費等の保険適用分に対し、こども医療費を助成しこどもの健康を支援します。
- 乳幼児健康診査の受診勧奨に努めるとともに、未受診児童の全数把握を行います。

④ こどもの貧困対策

- すべてのこどもが貧困による困難を強いられることなく心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持ち、前向きに生きる気持ちの醸成につながるよう取り組んでいきます。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当を支給するとともに、貧困状態にあるこどもやその保護者が社会的に孤立することのないよう、必要な助言や支援等を行うとともに、相談体制の確保に努めます。
- こどもの貧困対策については、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえ、『教育の支援』、『生活の安定に資するための支援』、『保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援』、『経済的支援』などの観点から、全ての子どもが貧困による困難を強いられることなく心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持ち、前向きに生きる気持ちの醸成につながるよう取り組んでいきます。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当、医療費助成、家賃助成などの経済的支援を行うとともに、相談等に対して必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携し母子・父子自立支援員が寄り添った対応を行っていきます。

⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- 障がい児や医療的ケア児、その家族が地域で安心して生活ができるよう、相談支援専門員や医療的ケア児コーディネーターと連携しながら児童発達支援や自立支援給付、地域生活支援事業など各サービスを提供するほか、各種支援体制の整備を進めて一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細かな支援を行います。
- 医療的ケア児が利用を希望する場合に、保育所等で受け入れが可能となるよう、医療的ケアを行うための看護師の雇用経費に対する補助を行うとともに、公立保育園においては、医療的ケア児を受け入れられる体制を整備します。
- 市内の小中学校を対象に、必要に応じて特別支援教育ヘルパーや、特別支援教育スクールアシスタントを配置します。また、大和市特別支援教育巡回相談チームを各学校の要請を受け派遣します。

⑥ 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

- こども家庭センターが各関係機関と密に連携を図るとともに、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育て世帯訪問支援事業など各種の支援手法を活用することで児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めます。
- また、本来おとなが担うとされる家事や家族の世話などを過度に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、学業や友人関係等に支障が出るなどこどもの権利に侵害が生じます。そのようなヤングケアラーの問題は顕在化しづらいことから、社会的認知度向上のための啓発に努めるとともに、こども家庭センターと教育関係機関が情報共有及び連携し、早期発見・把握に努めます。

⑦ 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 「やまと自殺総合対策計画」と連携し、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、自殺対策を推進していきます。また、教育関係機関における１人１台端末の活用による自殺リスクの早期発見や、電話やＳＮＳによる相談先の周知に努めます。
- こどもたちが性被害で悩み、一人で抱え込むことのないよう、性被害に対する相談先を周知するとともに、文部科学省が作成した発達段階に応じた教材などを周知し、学校や園において生命（いのち）の安全教育の実施に努めます。
- こどもたちの安全を守るため、良好な生活環境の維持に努めるとともに、防犯及び交通安全対策や防災教育等を通じて、ルールの周知や啓発を行います。また、災害等の有事においては、関係者と連携を図り、必要な子育て支援サービスの確保及び早期復旧に努めます。

２ ライフステージ別の取組

① こどもの誕生前から幼児期までの取組

【妊娠前から乳幼児期に関する取組】

- 妊産婦や産後間もない母子の健康管理のため、妊婦健康診査や産後健康診査の経済的支援を継続するとともに、親子（母子）健康手帳交付時に各健康診査の受診勧奨を行います。また、産後ケア事業等のサービスを提供し、退院直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。
- こどもを授かりたいと願う方々の経済的負担を軽減するため、不妊治療や不育症治療費を助成するとともに情報周知に努めます。
- こども家庭センターと連携しながら、出産・子育て応援事業における伴走型支援を着実に実施し、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を提供します。

【教育・保育に関する取組】

- 保育所等の入所状況の動向を慎重に見極めながら、保育所等の新設だけでなく、定員区分の見直しや幼稚園の認定こども園化など、引き続き保育の受け皿の確保に努めるとともに、保育コンシェルジュによるサービスの質を確保し、ハード及びソフトの両面の取り組みに努めます。
- 保育所等への訪問や監査、研修の実施などを通じて不適切保育を防止するとともに、児童との好ましくない関わりについても改善につなげるなど、保育の質の確保に努めます。

② 学童期・思春期の取組

- いじめや不登校など学童期や思春期で直面する課題に対しては、「大和市学校教育基本計画」と整合を図りながら適切に対応していくとともに、全てのこどもたちが学業や体験活動等を通じて、ライフステージの中心となる学校生活が充実したものとなるよう取り組んでいきます。
- 放課後児童クラブの入会を希望する全ての児童の受け入れが行えるよう、放課後の特別教室の借用や民営児童クラブなどを活用していきます。また、子育て世帯のニーズを見極めながら、必要に応じて学校内の施設整備や民営児童クラブの誘致など、定員数の拡大を図ります。
- こどもの居場所づくりにおいては、市内の状況把握等を行いつつ、こどもの居場所となり得る公園やスポーツ施設、こども食堂など関係機関との連携を図るとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、こども・若者の意見や視点を念頭に居場所づくりを検討していきます。
- 青少年育成団体による活動など、様々な地域資源を生かし、こどもが異世代・同世代の地域住民とのつながりをもてる機会を生み出すとともに、遊びや体験を通じて「子育て」できる環境づくりに努めます。
- 大きな変化への適応や失敗、逆境を乗り越える力を育てる「レジリエンス教育」の重要性が高まっている中、多様な体験や交流を通して、こどもの情操を養い、自主性や主体性を育むことを目的として野外活動、異年齢交流、親子や地域とのふれあいの場等、こどもの健全育成の促進や豊かな社会性、人間性を育む活動の場を提供していきます。

③ 青年期の取組

- ライフステージのターニングポイントで、自らの適性等を理解し、不安なく職業を選択できるよう就労支援を行うとともに、かながわ子ども・若者総合相談センターと連携し悩みや不安の解消に努めていきます。また、ニートやひきこもりなど困難に直面した若者の相談体制を確保します。
- 市内の若者が、結婚を望んだとき、その選択をサポートできるよう、神奈川県で実施している若者の出会いの機会を創出する支援に関する事業の情報を発信し、若者のめぐり逢いを後押しする環境づくりに努めていきます。

3 子育て当事者を支える取組

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 子育て家庭にとって、子どもの教育等にかかる費用が課題となっていることから、引き続き幼児教育・保育の無償化や多様な子育て支援における必要な給付を円滑に実施するとともに、児童手当の支給や対象を高校卒業相当年齢まで拡大した子ども医療費の助成などを通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

② 地域子育て支援、家庭教育支援

- こどもの発達段階に応じた子育てに関する講座や母親父親教室等の学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるよう支援していきます。
- 子育て当事者が、孤立することなく不安や悩みを解消し、子育てに対して前向きな気持ちを持てるよう、地域子育て支援拠点の更なる周知に努めるとともに、地域に開かれたつどいの場所として、相談や交流を望んだときに気軽に立ち寄ることができ、子育て支援者とのつながりはもとより、親同士もつながりをもてる環境づくりに努めます。
- 子育てに困難を抱えるなど、特に支援が必要な子育て家庭に対して、こども家庭センター事業や子育て世帯訪問支援事業等により、それぞれの状況や課題に応じたサポートを行います。また、地域の子育てネットワークを拡大していくために、子育てサークルの育成支援や地域育児センター事業を引き続き実施します。

③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- 仕事と子育てや家事等生活の両立に向けた働きやすい労働環境づくりを進める市内事業所を表彰するとともに、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を実施し、男女ともに協力して仕事と子育てを分担する共働き・共育てを推進していきます。

④ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や医療費助成、家賃助成などの経済的支援を行うとともに、相談等に対して必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携し母子・父子自立支援員が寄り添った対応を行っていきます。

4 こども施策を推進するために必要な事項

① こども・若者の社会参画・意見反映

- こども・若者が意見を表明する機会をつくるために、こども・若者に対してアンケート等を実施し、どのように市の施策等に反映されたのかフィードバックします。
- こども施策とは、こどもの健やかな成長に対する支援や、妊娠・出産・子育てに対する支援を目的とした施策をはじめ、教育施策や雇用施策、医療施策などに加え、通学・通勤路の道路、公園や児童館など、こども・若者の生活に影響を与える施策も含まれることから、庁内関係部署と法の趣旨を共有し、こども・子育ての所管部署のみならず組織全体でこども・若者の意見を聴く風土を醸成させていきます。
- 本市こどもの意見聴取では、「市に対して自由に意見を伝えられるようにしてほしい」という意見が多かったことから、「市長への手紙」や「教育委員会への手紙」など、既に取り組んでいる事業の周知に努めていきます。

② こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- 地域ぐるみの子育てや青少年活動、家庭教育、社会教育を活性化するために、自治会や民生委員・児童委員、青少年育成団体、社会教育関係団体などの活動を支援するとともに、子育てボランティアを育成するために、養成講座の開催やボランティアグループの活動支援を推進します。
- 保育の基盤となる保育士の人材確保に向け、保育施設に対し雇用経費等の補助などを行うほか、潜在保育士の職場復帰を促進するため、引き続き公立保育園にて職場体験を行います。また、保育士を対象とした研修会を定期的開催するほか、幼稚園に対しては職員の資質向上を目的とした研修の費用を補助するなど、保育士・幼稚園教諭の人材育成に努めます。放課後児童支援員について、様々な媒体、手法を駆使して人材確保に努めるとともに、児童クラブにおける業務負担軽減のため、デジタル技術を活用した取組を進めます。

③ 地域における包括的な支援体制の構築・強化

- 子育て相談機関ネットワーク会議などを通じて、行政機関や民間団体、NPO 法人などの関係機関が相互につながりを深めるとともに、各関係機関が年齢階層で支援を途切れさせることなく、共通認識を持ちながら一貫した支援をスムーズに行えるよう、関係機関同士で連携し、こどもの成長を支えていきます。

④ 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

- 子育ての不安感や孤立感を和らげ、一人ひとりの状況に応じた最適なサポートを受けることができるよう、ホームページの充実をはじめ、SNS の活用など子育てに関する様々な情報を積極的かつ的確に発信するとともに、各種手続におけるデジタル技術の活用や子育て中の悩みを気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図ります。

⑤ こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- 「こどもまんなか応援サポーター」として、こどもや子育てに関する情報発信をはじめ、「こどもまんなか児童福祉週間」など、機会を捉えた啓発を通じて、市民一人ひとりがこどもや子育てを見守るやさしい地域社会の醸成を図っていきます。

5

子ども・子育て支援事業計画に関する基本的事項

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域を定め、区域ごとに「必要量の見込み（事業の二一ス量）」、「必要量の確保方策（事業の供給量）」、「実施時期」を記載するよう定めています。「教育・保育提供体制」とは、子ども・子育て支援事業の整備計画を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。



(2) 教育・保育の提供区域の設定とその考え方

幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的・継続的に利用する事業は、「北部」「中部」「南部」の3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため、19の市立小学校区としました。

事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1区域	大和市全域	・市民の事業の利用が一時的か、利用頻度が低い事業 ・市全域を対象として事業運営を行うことが効果的である事業	①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、④妊産婦・新生児等訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業※1、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑨病児保育事業、⑪妊婦健康診査、⑫産後ケア事業、⑬乳児等通園支援事業、⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
3区域	北部、中部、南部の3区域	・幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的に利用する事業 ・幼児期の教育・保育と密接に関連する事業	○幼児期の教育・保育（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業）、③一時預かり事業※2、⑧延長保育事業
19区域	小学校区域	・事業の利用対象が、基本的に小学校単位である事業	⑩放課後児童クラブ事業

※1 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

※2 一時預かり事業には、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」の2種類があります。

2 幼児期の教育・保育

(1) 教育・保育給付の概要

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

① 施設型給付

施設型給付は、市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

施設	施設・事業の概要
幼稚園	3～5歳の子どもの対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	3～5歳の子どもの対象とし、幼児教育を行うとともに、0～5歳を対象とし、保育が必要な子の保育両方を行う。 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。

② 地域型保育給付

地域型保育給付は、市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。地域型保育事業は、主に0～2歳の保育が必要な子どもを対象とし、少人数で保育する事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かります。

事業名	施設・事業の概要
小規模保育事業	定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業
家庭的保育事業	定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業
居宅訪問型保育事業	特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等で保育を1対1で提供する事業
事業所内保育事業	病院や企業が、主に従業員の子どもを預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業

③ 幼児期の教育・保育の認定区分

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。

認定区分		対象者	対象施設・事業
教育・保育給付	1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園(新制度園)、認定こども園
	2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
	3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園(私学助成園)
	新2号認定	子どもが3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
	新3号認定	子どもが3歳未満で非課税等及び「保育の必要性の事由」に該当	

(2) 教育・保育の現在の利用状況

令和5年度末時点における計画の供給量(確保方策)達成率と計画の最終年度(令和6年度)までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、令和6年4月1日時点の待機児童数は0人でした。

子どもの認定区分	供給量(確保方策)計画値(令和5年度)			令和6年度目標値(進捗率)
	計画値(A)	実績値(B)	達成率(B/A)	
1号+2号のうち教育利用	3,634人	3,584人	98.6%	3,634人(98.6%)
2号(保育利用)	2,921人	2,893人	99.0%	2,964人(97.6%)
3号(0歳)	487人	480人	98.6%	490人(98.0%)
3号(1~2歳)	2,089人	2,047人	98.0%	2,176人(94.1%)
合 計	9,131人	9,004人	98.6%	

(3) 計画最終年度の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計し、次に3歳から5歳の人口推計値から2号認定にかかる保育ニーズを差し引いた数値を教育ニーズと捉えました。

令和11年度	1号	2号		3号		
		教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み(a) (人日)	1,775	862	2,993	530	1,287	1,202
(人日)		3,466	3,131	530	1,287	1,202
確保方策 (b)	北部	1,576	1,977	315	751	691
	中部	1,037	686	123	319	306
	南部	853	468	92	217	205
差引 (c=b-a)		849	138	0	0	0

教育ニーズに対する確保方策としては、市内の私立幼稚園において、教育ニーズを上回る認可定員数となっていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行や認定こども園への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

また、保育ニーズに対する確保方策としては、計画期間内である今後5年間においては、保育需要は増加し続けることが見込まれるため、保育所や小規模保育施設の整備や既存幼稚園の認定こども園への移行を進めるほか、定員変更などにより入所定員の拡大を図ります。また、市内2か所で運営する送迎ステーションや一時預かり事業などのさまざまな手法を組み合わせながら、可能な限り待機児童が発生しないよう取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）を定めます。

(1)－1 利用者支援事業（こども家庭センター型）

● 事業の概要

妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかわるワンストップ相談機能として、「子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）」を保健福祉センターに設置しています。母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援や児童虐待への対応などを行います。

● 量の見込みと確保方策

「子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）」を、子育て相談のワンストップ拠点として運営します。

こども家庭センター型	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

※こども家庭センター型：全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。母子保健・児童福祉に係る情報提供、相談支援を行うとともに、支援が必要な妊産婦、子育て世帯へはサポートプランを策定するなど効果的な支援を行います。

(1)－2 利用者支援事業（地域子育て相談機関）

● 事業の概要

全ての妊産婦・こどもとその家庭等を対象として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続につながるための工夫を行う相談機関として、令和6年度に施行された改正児童福祉法で、地域子育て相談機関（基本型）が創設されました。

こども家庭センターを補完する機関として概ね中学校区に1か所を目安に設置すること、各家庭が一つ以上の機関を登録できるよう働きかけることが国から示されています。

● 量の見込みと確保方策

本事業は保育所、地域子育て支援拠点事業等での実施が想定されていますが、既存施設での実施には、職員体制、施設要件、個人情報管理や市との共有等の課題があります。また、本市の人口規模では1か所あたりの登録家庭数が過大となることが想定されます。

本市の子育て相談事業については、商業施設・複合施設等を活用した計画的な配置に努めており、イベントなど子育て家庭に繋がる工夫とともに、子育て相談機関ネットワーク会議などによるこども家庭センターとの連携体制も構築しており、既に市独自で国の想定に近い取組を行っています。

このため、本計画においては整備計画を計上せず、今後の全国的な取組状況を確認した上で、中間見直し時に再検討を行います。

(1)－3 利用者支援事業（特定型）

● 事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。

● 量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内5か所（保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」、こどもの城、屋内こども広場）に保育コンシェルジュを配置します。

特定型	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(か所)	5	5	5	5	5
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

(1)－4 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

● 事業の概要

妊婦や配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。妊娠届出の際に面談を実施するほか、妊娠中に電話等で妊婦の心身の状態や産後のサポートの確認をし、サービス等の情報提供を行います。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の妊娠届出数の見込みや過去の支援実績割合を基に推計しました。量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (面談実施回数)	妊娠届出数 :1,728 1組当たり面談 回数:3 面談実施合計 回数:5,184	妊娠届出数 :1,728 1組当たり面談 回数:3 面談実施合計 回数:5,184	妊娠届出数 :1,728 1組当たり面談 回数:3 面談実施合計 回数:5,184	妊娠届出数 :1,728 1組当たり面談 回数:3 面談実施合計 回数:5,184	妊娠届出数 :1,728 1組当たり面談 回数:3 面談実施合計 回数:5,184
確保方策 (面談実施回数)	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184

(2)

子育て支援拠点事業

● 事業の概要

公共施設や商業地域等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳の子どもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こどもーる（中央林間・鶴間・大和・高座渋谷）の5か所で実施しています。令和5年度は、市内5か所の合計で月に延べ3,213人日の利用がありました。

● 量の見込みと確保方策

コロナ禍を経た後、令和5年度における利用者数は量の見込みを超えたことから、親子の居場所の一つとして今後も利用ニーズは一定の水準で推移していくことを見込み、最終年の令和11年度の月当たり利用延べ回数を3,413人日と推計しました。

なお、現在設置している拠点は、駅近郊や商業施設の中など利便性の高い場所に設置していますが、より身近な場所への設置について、今後利用者のニーズ等を勘案しながら、計画の中間見直しを目的に検討していきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日/月)	3,278	3,311	3,345	3,379	3,413
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

(3) —1

一時預かり事業（幼稚園型）

● 事業の概要

幼稚園などにおいて教育標準時間の前後や長期休業期間中などに、主に在園児を対象に保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが困難となった児童を一時的に預かる事業です。

● 量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和11年度の利用延べ回数を123,188人日と推計しました。

本事業の利用を通じて、労働時間等の状況によっては、保育施設だけでなく幼稚園も利用できることを知っていただき、選択肢の一つとして検討いただけるよう、引き続き希望する在園児が利用したいときに利用できるような環境作りに努めていきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
北部	59,380	58,556	58,693	58,997	58,850
中部	27,555	27,708	27,772	27,916	27,847
南部	36,249	36,309	36,393	36,582	36,491
確保方策 (b) (人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
(か所)	17	17	17	17	17
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(3) — 2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

● 事業の概要

保育所等における一時預かりは、0～5歳児を対象としています。ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする事業です。令和5年度末時点で、市内の保育所 87 園（北部 44 園、中部 25 園、南部 18 園）で実施し、令和5年度の年間利用実績は延べ 30,899 人日となっています。

● 量の見込みと確保方策

各保育所における一時預かりと大和市子育て支援施設、屋内こども広場での託児事業、市内2か所で運営する送迎ステーション事業の直近の利用実績を踏まえ、量の見込みを推計しています。計画最終年度である令和 11 年度の利用延べ回数を 30,966 人日と推計しました。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人日)	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
	北部	14,345	14,277	14,293	14,305	14,292
	中部	16,301	16,301	16,301	16,301	16,301
	南部	380	372	372	375	373
確保方策 (b)	(人日)	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
	(か所)	93	94	95	97	99
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(4) 妊産婦・新生児等訪問事業

● 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。令和5年度の訪問人数は 1,856 人で、訪問率は 103.98%となっています。なお、長期に里帰りしている家庭や入院している乳児については、里帰り先の市町村や医療機関と連携し、状況把握に努めています。

● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の出生数を見込み、令和8年度以降については、0歳児の児童人口推計の年度別の伸び率を乗じて算出し、計画最終年度である令和 11 年度の訪問人数の見込みを 1,719 人と推計しました。

出生数は概ね横ばいと見込み、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	(人)	1,706 人	1,706 人	1,709 人	1,712 人	1,719 人
確保方策	実施体制 (人)	市常勤職員(保健師 14 名・管理栄養士 2 名)に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
	実施機関	市直営で実施します。				

(5) — 1 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

● 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。令和5年度の訪問延べ人数は1,253人でした。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、子どもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報共有を行うとともに、支援等の内容に関する会議を令和5年度には15回開催しました。

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来の養育支援訪問事業は専門的相談支援に特化し、育児・家事援助については、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業に移行することになりました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

こども家庭センターでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担うことから、同協議会を活用し、関係機関との連携を図り、家庭環境等の把握や各家庭が抱える課題に応じた的確な支援を実施していきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人)	740	740	740	740	740
確保方策 実施体制 (人)	市の職員(臨床心理士、保育士等)による専門的相談支援を行います。				
実施機関	市で実施します。				

(5) — 2 子育て世帯訪問支援事業

● 事業の概要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来、養育支援訪問事業として実施してきた育児・家事援助が本事業に移行されました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な支援の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(述べ人数) (a) (人)	298	298	298	298	298
確保方策(述べ人数) (b) (人)	298	298	298	298	298
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(5) —3 児童育成支援拠点事業

● 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない主に学齢期の児童に対して居場所を提供し、児童や家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や児童の健全な育成を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策

要保護児童等を対象とした居場所の事業であり、高い専門性を持った職員配置や幅広い事業内容を実施できる拠点の整備など、施設・担い手の確保が課題となります。

計画策定時点で事業の実施が見込めないことから、計画値は計上せず、今後の全国的な取組状況を確認した上で、中間見直し時に再検討を行います。

(5) —4 親子関係形成支援事業

● 事業の概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者のほか、乳幼児健康診査や関係機関からの情報提供などにより市が支援を必要と認める児童及びその保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築のための支援を行う事業で、令和6年度に施行された改正児童福祉法で創設されました。

子育てに悩みや不安を抱える保護者に、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者がお互いに相談や情報交換をできる場を設けます。

● 量の見込みと確保方策

令和元年度まで実施していた虐待予防教室と同様の事業となることから、同事業の3か年の実績に基づく平均値を量の見込みとしました。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(実人数) (a) (人)	18	18	18	18	18
確保方策(実人数) (b) (人)	18	18	18	18	18
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

※当該事業は新規事業であるため、令和7年度予算編成の過程において内容が変更する可能性があります。

(6) ファミリーサポートセンター事業

● 事業の概要

幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後0日から小学校6年生までの子どもの保護者です。

令和6年3月末時点で、支援会員 130 人、依頼会員 2801 人、両方会員 15 人が会員登録し、令和5年度は年間で延べ 8,155 人日の利用がありました。

● 量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所等の一時預かりなどの預かりサービスの充実や男性の育児休業取得の増加、働き方改革の浸透など社会環境の変化などにより本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、依頼会員数は増加を続けていること、令和5年度の下半期以降、利用件数に下げ止まりの傾向が見られることから、今後の量の見込みについては令和5年度下半期実績を基準として推計しました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないことから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ等による広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
確保方策 (b) (人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

● 事業の概要

保護者の疾病や冠婚葬祭、レスパイトなどの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、市内の施設に入所させ必要な保護を行う事業です。令和7年度以降の事業実施に向けて取り組みを進めます。

● 量の見込みと確保方策

本市での実績がないことから、県内他市の実績を参考に量の見込みを推計しました。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	182	182	182	182	182
確保方策 (b) (人日)	182	182	182	182	182
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

※当該事業は新規事業であるため、令和7年度予算編成の過程において内容が変更する可能性があります。

(8)**延長保育事業****● 事業の概要**

保護者の就労形態の多様化、長時間の勤務などにより、標準的な保育時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

令和5年度末時点で、北部 47 園、中部 26 園、南部 20 園の保育所等で実施しています。働き方改革による勤務時間の短縮やリモートワークの導入により、施設の新設に伴う利用増を除くと延長保育事業の利用実績は概ね横ばいの傾向にあり、令和5年度の利用者数は 2,255 人となっています。

● 量の見込みと確保方策

量の見込みは、年間利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和 11 年度の利用人数を 2,513 人と推計しました。

延長保育を実施している保育所等の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて必要な延長保育を受けることができる状況にあり、今後も同様に継続される見込みです。

計画中の取り組みとして、新たに開設する施設についても、必要とされる延長時間の確保を促し、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (a) (人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
確保方策 (b) (人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
(か所)	97	98	99	101	103
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(9)**病児保育事業****● 事業の概要**

病児・病後児対応型は、病期中又は病気の回復期にあり集団生活が難しい子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、専用の保育室などで看護師及び保育士が預かる事業です。市内 2 か所で実施する予定です。

令和5年度からは県央5市1町1村（大和市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）で病児保育施設の相互利用ができるようになりました。

● 量の見込みと確保方策

病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和 11 年度の利用人数を 2,531 人と推計しました。地域や時期による必要量の違いを見極めつつ、必要になったときに利用できるよう、ホームページ等の広報媒体や利用者支援事業を通じて、周知を図っていきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (a) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
確保方策 (b) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

● 事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。令和6年度末時点で、27 か所（公営 17 か所、民営委託2か所、民営補助8か所）で実施しており、令和6年5月1日現在の入会児童数は、民営クラブも含めて 2,335 人です。

● 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブ事業の量の見込みについては、国における放課後児童対策パッケージで示す算出等の考え方を参考にしながら算出しました。各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、過去における入会割合等を勘案するとともに、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や、小学校1年生から逡減する割合等の実績も考慮し、さらに現在市内で建設中のマンション等も反映した教育委員会の児童推計も踏まえ、量の見込みを推計しました。

共働き世帯の増加や子育て世帯の転入などにより、今後も入会を希望する児童の増加が見込まれることから、引き続き児童の居室の確保が必要であると考えられます。学校における余裕教室や放課後の特別教室の借用など、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にするほか、民営児童クラブの誘致等による民間活力の活用も視野に入れながら、入会を希望する児童の受け入れが可能となるよう努めます。

また、児童が充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、引き続き放課後子ども教室や放課後寺子屋やまとの連携を図ります。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	(a) (人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
	北大和小学校	249	257	249	243	242
	林間小学校	256	275	293	305	314
	大和小学校	112	110	104	105	103
	草柳小学校	60	65	66	63	60
	深見小学校	95	87	87	83	78
	桜丘小学校	76	78	73	72	72
	渋谷小学校	118	126	124	119	119
	西鶴間小学校	184	184	182	197	191
	緑野小学校	208	201	193	182	192
	上和田小学校	38	31	30	26	27
	柳橋小学校	94	96	95	93	88
	南林間小学校	153	146	150	140	134
	福田小学校	102	106	112	121	128
	大野原小学校	130	133	132	132	129
	下福田小学校	107	109	114	117	121
	大和東小学校	107	111	100	97	93
	文ヶ岡小学校	68	67	72	71	75
	中央林間小学校	176	182	184	196	207
	引地台小学校	70	67	65	68	69
確保方策	(人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
(b)	(か所)	28	28	28	28	28
差引	(c=b-a)	0	0	0	0	0

(11)

妊婦健康診査

● 事業の概要

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

市では14回までの公費助成を行い、平成29年度には1人あたりの助成額を68,000円に増額するとともに、多胎妊娠については回数を追加し、1人あたりの助成額を17回分、総額80,000円としました。令和5年度は2,015人を対象に、21,045回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

また、平成27年度からは、妊娠中の歯と口腔の健康増進を目的に、妊娠中に歯科検診を公費で受診できる妊婦歯科検診を開始しました。

● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の受診者数を算出し、令和8年度以降については、計画期間の人口推計の伸び率に基づき推計しました。健診延べ回数については、過去3年間の対象者1人あたりの平均公費助成回数(10.7回)から量の見込みを推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である14回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう、引き続き、親子(母子)健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人数)	1,896	1,894	1,892	1,890	1,888
(健診延べ回数)	20,287	20,265	20,244	19,656	20,201
確保方策 実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
実施体制	・市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 ・直接委託契約している助産院 ・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応				
検査項目	・国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる ・市が定める健康診査の内容				
実施時期	・妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

(12)

産後ケア事業

● 事業の概要

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。市では、産科医療機関等で通所型・宿泊型、助産院で訪問型を実施しています。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の出生見込みと利用実績データをもとに求めた産婦数、平均利用日数から量の見込みを推計しました。量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(延べ人数)	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
確保方策(延べ人数)	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830

(13)**乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

● 量の見込みと確保方策

国の手引きにおける基本的な算出式を基に想定される最大限の量の見込みを推計しています。なお、令和7年度については、事業実施の予定がないことから量の見込み等を算出していません。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	量の見込み (延べ人数)	—	81	80	79	78
	確保方策 (延べ人数)	—	81	80	79	78
1歳児	量の見込み (延べ人数)	—	38	37	36	35
	確保方策 (延べ人数)	—	38	37	36	35
2歳児	量の見込み (延べ人数)	—	42	41	40	39
	確保方策 (延べ人数)	—	42	41	40	39

(14)**実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、また私学助成幼稚園については副食料費、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(15)**多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

1 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援事業の推進は「こども部」が中心となって行います。推進にあたっては、市内関係各課と連携して取り組むとともに、幼稚園や保育所などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

また、事業の実施状況については、「こども部」が点検・評価を行うとともに、「大和市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理を行います。

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間ですが、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

2 個別事業の点検・評価

本計画は、PDCAサイクル（計画、実施、点検、改善）を着実に実行するため、事務事業評価の結果なども活用しながら点検を行っていきます。

また、個別事業の評価結果を基に、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

毎年度、「子ども・子育て支援事業計画」の点検結果等を本市のホームページ等で公表します。